

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年9月29日(木) 開会 午後 2時30分 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 岸本 昇
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 学 9番委員 増井 孝重 10番委員 安洲 和子 11番委員 松浦 義幸 13番委員 坂東 賢二 14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝 17番委員 多田 孝 18番委員 朝田 三郎</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>6番委員 金澤 敬治 12番委員 品山 昌美</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>8番委員 中川 敏明 12番委員 森 政雄 16番委員 浦川 昌夫</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 非農地通知の審議について 第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地であることの証明について 7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 8. 転用届出の訂正について(5条届出) 9. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

	<p>協議事項</p>
--	-------------

1. 令和4年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標について

(農地関係議案 午後2時30分)

事務局 定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の岸本委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いします。

議長 ただ今から、令和4年9月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号6番、金澤敬治委員、議席番号12番、品山昌美委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号11番 板東美佐緒委員と、議席番号1番 井川洋二委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、大貝美治委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地12筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後275aに至り、譲受人は対象地において、水稻と果樹の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後426aに至り、譲受人は対象地において、花きの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止のための売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後39aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

続いて2ページを御覧ください。4番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地4筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後145aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後200aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上5件で、対象地は、田20,453.61㎡、畑14,569㎡、合計35,022.61㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。地上権を設定し、譲受人が太陽光発電施設に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建設業を営んでおり、所有権を移転し、兼用住宅、事務所敷地に転用するものです。また、現地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が専用住宅に転用するものです。申請地の一部が、隣接地への進入路として転用されていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われれます。

第2号議案は、全4件で、地目は、田が935.21㎡、畑が833.93㎡で、合計1,769.14㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地257.12㎡、その他施設用地1,512.02㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案は全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書4ページを御覧ください。

1番から4番は多家良地区で、8月26日に実施した農地パトロールの際に状況を確認しております。

全案件の対象地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機

械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われます。

第3号議案は、以上4件で、対象地は田3,067.30㎡、その他1,586㎡、合計4,653.30㎡、です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、相続税の納税猶予適格者証明願について、御説明させていただきます。5ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は13筆、16,829.60㎡で、一部に倉庫が建てられている箇所がございますが、その他の農地については、継続して耕作状態にあります。

第4号議案は以上1件で、対象地は田16,698.32㎡、畑131.28㎡、合計16,829.60㎡となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明します。議案書6ページを御覧ください。

1番、2番の対象地は問題なく耕作を継続しております。

第5号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田4,312㎡、畑1,445㎡、計5,757㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画について御説明します。それでは、議案書7ページを御覧ください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。今回は新規設定が3件、再設定が8件で合計11件となっており、そのうち、賃貸借権が10件、使用貸借権が1件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が、勝占地区2筆・1件、2番から3番が、不動地区8筆・2件、4番が応神地区1筆・1件、5番から8番が、川内地区12筆・4件、9番が国府地区1筆・1件、10番が北井上地区2筆・1件、11番が南井上地区1筆・1件となっております。

利用権設定については以上で、田9筆・9,800.30㎡、畑18筆・22,445㎡の合計27筆・32,245.30㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。それでは、8番の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 9月16日の午前10時から8番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は植田委員、廣瀬委員、笹田推進委員、兼田推進委員と私の委員5名と借受人1名、事務局2名の8名です。

借受人は借り受け地において、家庭菜園を計画しております。実家が鳴門で農業を営んでいることなどから、以前から農業に興味があり、数年前からは別の場所で家庭菜園を作っていたとのこと。このたび、近くで広い場所をと考え、自宅に隣接し、長年に渡り耕作放棄地となっていた当該申請地を借り受けることにしたものです。

自宅近くになることで、目が届き、管理がしやすくなることから、作付けする品種を増やすなどいろいろとチャレンジしていきたいとのこと。出荷等は考えていないとのことですが、いいものができるようになれば、知人に配ったり、自身が経営するサーフィンショップの一面で販売していきたいとのことでした。

当該申請地は、長く耕作放棄地となっており、農地パトロールの対象となっていた土地であります。13日に実施した今年度のパトロールでは、除草はできておりました。今後本格的に耕作を行うには課題も多い土地だとは思ひますが、まずは家庭菜

園としてでも、農地の再生に繋げていくという意味では、いいのではないかと思います。

就農計画等に問題はなく、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかとこの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書9ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。次のページに渡り、相続による権利取得3件受理しました。

10ページを御覧ください。2番は、徳島県農業会議に諮問していた、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。5件交付しました。

11ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。1件受理しました。

12ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。13ページにわたり8件受理しました。

14ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項合意解約の処理についてです。3件受理しました。

15ページを御覧ください。6番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。

16ページを御覧ください。7番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

17ページを御覧ください。8番は転届出5条届出の訂正についてです。1件訂正しました。

18ページを御覧ください。9番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

続いて協議事項に移ります。令和4年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の協議事項の資料を御覧ください。令和4年度最適化活動に係る委員の担当区域ごとの目標案について、説明いたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地の利用の最適化の推進が必須業務とされております。

国は、この最適化活動を推進するため、農業委員会全体の目標と、担当区域ごとの目標を設定するよう求めています。このうち、農業委員会の目標については、5月総会においてご決定いただいておりますので、本日は、委員の担当区域ごとの各目標を決定いただくものです。なお、この案については、6月28日開催の役員会で事前にご協議をいただいております。

具体的な目標は2ページに掲載しておりますが、1ページでその概要を説明いたします。設定する目標は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つの活動に係るものです。まず、1の農地の集積にかかる目標では、認定農業者・認定新規就農者等の担い手への新規集積面積について、農業委員会全体の令和4年度の目標値146haを、各区域の市街化調整区域面積の全体に占める割合で按分したものとしております。なお、委員会全体の146haはBの説明にありますように、県の基本方針における、本市の目標集積率を基に算出したものです。

2の遊休農地の解消にかかる目標は、令和3年度の農地パトロールにおける、各区域の草刈り程度で耕作が可能となる遊休農地面積の5分の1の面積としております。この5分の1というのは、国から示されたものです。

3の新規参入の促進に係る目標は、新規参入者への貸付等に農地所有者の同意を得た上で公表する面積のことで、平成28～30年度の権利移動面積の平均の1割としております。1割についても、国から示されたものです。

なお、これらの目標については、翌年度の4月頃に、委員さんに達成状況を点検・評価していただくこととなっております。説明は以上でございます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。
それでは、御発言がないようですので、本案件につきまして、お示した案を、目標とすることで、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

議長 それでは、そのように取り計らいます。
以上をもちまして、令和4年9月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。